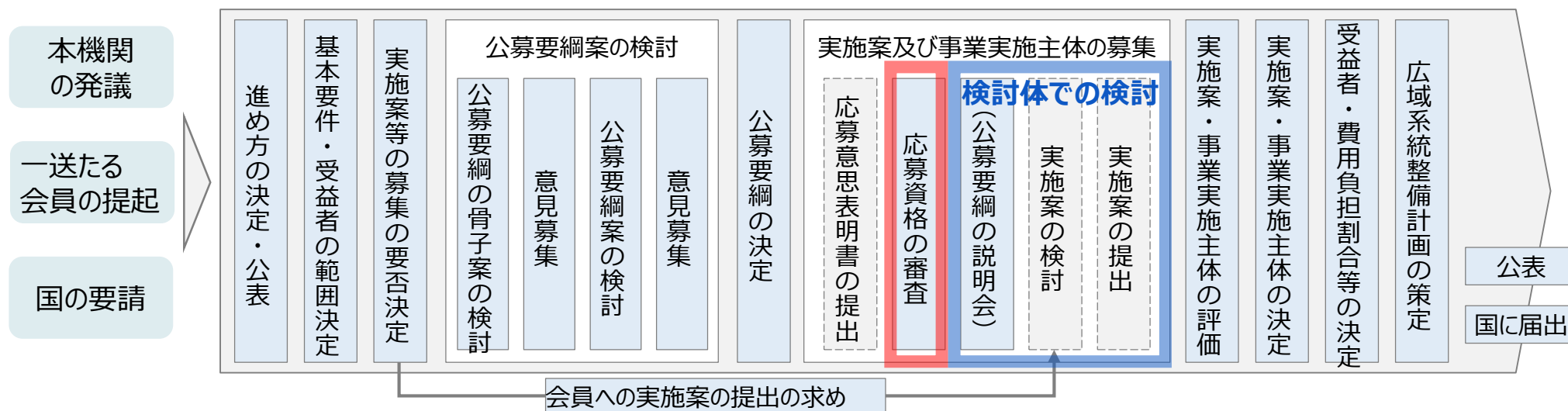


北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画の実施案及び事業実施主体の募集 に対する応募意思表示表明への対応

2025年1月15日
広域系統整備委員会事務局

- 前回の本委員会では、北海道本州間連系設備（日本海ルート）の広域系統整備計画において、実施案及び実施主体の募集に関して、応募意思表明書の提出期限までに2件の応募意思表明書の提出があったことをご報告した。

《東地域の計画策定プロセスの流れ》



V. 応募資格の審査

＜出所＞ 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画
実施案及び事業実施主体の募集に係る 公募要綱 4頁（一部抜粋）

本機関は、応募意思表明をした事業者について、当該事業者から提出された必要書類等をもとに応募資格を満たすかを確認し、応募意思表明をした全ての事業者に対して、2024年12月～2025年1月頃を目途に審査結果を通知する。また、本審査結果については、本機関のホームページにおいて公表する。

- また、前回の委員会において、それぞれの応募意思表示について以下を確認している。
 - 提出事業者①については応募意思表示書の提出事業者が**公募要綱に定める応募資格に該当する事業者であること**。
 - 提出事業者②については、応募資格③「送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者」として応募であったことから**応募資格に該当するか否かについて確認が必要であること**。

応募意思表示書を提出した事業者 (提出事業者①)	該当する応募資格
北海道電力ネットワーク株式会社	一般送配電事業者
東北電力ネットワーク株式会社	一般送配電事業者
東京電力パワーグリッド株式会社	一般送配電事業者
電源開発送変電ネットワーク株式会社	送電事業者

応募意思表示書を提出した事業者 (提出事業者②)	該当する可能性のある応募資格
Frontier Power Ltd.	送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者
Japan Interconnector株式会社	
フロンティアパワーアジア株式会社	

- 提出事業者①については応募意思表明書（別紙 1）において応募の条件を付したものであった。応募の条件については、事業者が考えるプロジェクト実施に係る課題であるとの認識の下、本機関としてもその内容について聴取・確認し、国に報告することとしたい。
- 提出事業者②の応募意思表明書については、協力事業者の個体名などが記載されているため全文の公開ができない（非公開での審議において委員のみに内容をお示しすることは可能）ことを事業者を確認していることから、委員のみ出席の非公開にて当該応募意思表明書の内容をご報告するとともに、一部をマスキングして公表（別紙 2）することとしたい。

	提出事業者①	提出事業者②
応募資格への該当性	確認済	確認中
広域の対応	応募に付された条件の確認 （資格審査には含まない）	応募内容の確認
国の対応	応募に付された条件の確認	送電事業許可に対する見解
有資格事業者の決定	審議等を踏まえて理事会にて決定	

応募意思表明（1件目）

- 提出期限までに、下表の4事業者の連名による応募意思表明書が提出された。
- **当該応募意思表明書を提出した事業者（以下、提出事業者①という）は、いずれも公募要綱に定める応募資格のうち①一般送配電事業者又は②送電事業者に該当する事業者であった。**

応募意思表明書を提出した事業者	該当する応募資格	備考
北海道電力ネットワーク株式会社	①一般送配電事業者	4事業者連名での応募意思表明
東北電力ネットワーク株式会社	①一般送配電事業者	
東京電力パワーグリッド株式会社	①一般送配電事業者	
電源開発送変電ネットワーク株式会社	②送電事業者	

【参考】応募資格者（公募要綱より抜粋）

実施案及び事業実施主体の募集に係る応募資格者は、送配電等業務指針第42条の規定を踏まえ、以下①～③の応募資格（以下「応募資格」という。）を有する事業者とする。

① 一般送配電事業者

② 送電事業者

③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者*であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

*新たに設立する法人により当該許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする

なお、複数事業者が連名で応募意思表明をする場合（実施案の提出時までに特定目的会社（以下「SPC」という。）の組成を予定する場合を含み、複数事業者が施工区間を分担して実施案をそれぞれ提出する場合を除く。）、申請する事業者には、応募資格を有する事業者を含む必要がある。また、複数事業者が連名で応募意思表明をし、各事業者が施工区間を分担して実施案を提出する場合、申請する事業者には、施工区間ごとに応募資格を有する事業者をそれぞれ含む必要がある。

応募意思表明書(1件目)にある実施案検討等に対する条件への対応

3

- 一方、提出事業者①は、資金の調達や回収や基本要件からの工事費・工期が変更した場合の扱い等に関する**不確実性が十分に低減されない場合、実施案の提出辞退等を行う可能性がある旨を応募意思表明書に記載し**、プロジェクトを進めるうえで必要な条件を明記している。(別紙)
- **このため、提出事業者①に対して、応募意思表明書の記載内容に関する事業者の意向を確認することとし、次回以降の本委員会にて説明を求めることとする。**
- また、応募意思表明書に記載された内容は、資金調達等のファイナンスに関連するものなど、本機関では対応できないものがあることから、**提出事業者①からの応募意思表明書の記載内容を国へ報告することとする。**

応募意思表明（2件目）

4

- 提出期限までに、下表の3事業者連名による応募意思表明書が提出された。
- 当該応募意思表明書を提出した事業者（以下、提出事業者②という）は、応募資格のうち③送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者に該当する可能性があることから、公募要綱に基づく審査を進めていく。
- なお、当該審査は、電気事業法による送電事業の許可の基準も踏まえて行うことから、**提出事業者②からの応募意思表明書の記載内容を国へ報告したうえで、国と連携しつつ、審査を進める。**

応募意思表明書を提出した事業者	該当する可能性のある応募資格	備考
Frontier Power Ltd	③送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者	送電事業許可申請に向け、準備中
JapanInterconnector株式会社		
フロンティアパワーアジア株式会社		

【参考】応募資格者（公募要綱より抜粋）

実施案及び事業実施主体の募集に係る応募資格者は、送配電等業務指針第42条の規定を踏まえ、以下①～③の応募資格（以下「応募資格」という。）を有する事業者とする。

- ① 一般送配電事業者
- ② 送電事業者
- ③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者*であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者
*新たに設立する法人により当該許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする

送電事業者となる許可を取得しようとする事業者の場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）による送電事業の許可の基準に適合することを説明する書類の提出を要する。